

第4次総合計画策定に向けてまちづくり検討会を開催します

現在、播磨町では平成23年度からの長期計画である第4次総合計画策定に向けて調査・検討を行っているところで、播磨町が目指すまちづくりについて、住民の皆さんの視点から検討し、住みよい町にするための提案をしていただくため、まちづくり検討会を開催します。

検討会は、グループごとに分かれて自由に意見を出しながら議論を進めていきます。グループにそれぞれ進行役を配置し意見を聞いていきますので、詳しい知識や技能は必要ありません。播磨町在住または在勤・在学の18歳以上の方で、播磨町をもっと住みよいまちにしたいと考えている方であればごなたでも結構です。お気軽にご参加ください。



なお、日程及び内容は下記の通りです。議論を順に進め

●●● 日程と検討内容 ●●●

- ◎第1回 現状と課題の把握
私たちの住むまちについて考えよう！①
(播磨町の良いところ、悪いところは?)
▶日時 4月18日(土) 午前9時30分～11時30分
▶場所 中央公民館大ホール
- ◎第2回 現状と課題の把握、解決策の検討
私たちの住むまちについて考えよう！②
(どうすれば住みよいまちになるか?)
▶日時 4月25日(土) 午前9時30分～11時30分
▶場所 中央公民館大ホール
- ◎第3回 課題に対する解決策の検討
私たち自身ができることを考えよう！
(住民参加や協働によるまちづくり)
▶日時 5月17日(日) 午前9時30分～11時30分
▶場所 中央公民館大ホール
- ◎第4回 キャッチコピーの作成や提案書のまとめ
播磨町の将来について話し合おう！
(10年後の播磨町はどんなまち?)
▶日時 5月23日(土) 午前9時30分～11時30分
▶場所 中央公民館大ホール

ていく関係上、お申し込みができるのは、少なくとも2回以上ご参加いただける方とさせていただきます。

▼申し込み 申込用紙に必要事項を記入の上、郵送、ファックス、〒767-0182にて企画グループにお申し込みください。

▼申込締切 3月31日(火)

※申込用紙は、中央公民館、各コミセンの窓口においてあります。また、町ホームページよりダウンロードもできます。

▼申込書送付先・問い合わせ 企画グループ
☎079(435)0356
☎079(435)0609
〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号
E-mail kikaku@town.harima.lg.jp
播磨町ホームページアドレス <http://www.town.harima.lg.jp/>



平成21年度 播磨町立学校の始業式等日程

平成20年度に比べて、小学校中学校の1学期始業式が1日遅くなり、3学期始業式が1日早くなりました。これは学年はじめの児童生徒の受け入れ態勢に万全を期すと共に、3学期はできるだけ早く学校生活の軌道に乗るようになるためです。

▼問い合わせ
学校教育グループ
☎079(435)0545

区分	中学校	小学校	幼稚園
1学期始業式	4月7日(火)	4月7日(火)	4月10日(金)
入学(園)式	4月8日(水)	4月9日(木)	4月13日(月)
1学期終業式	7月17日(金)	7月17日(金)	7月17日(金)
2学期始業式	9月1日(火)	9月1日(火)	9月1日(火)
2学期終業式	12月24日(木)	12月24日(木)	12月24日(木)
3学期始業式	1月7日(木)	1月7日(木)	1月12日(火)
卒業(園)式	公立高校入試日の2日前	3月23日(火)	3月18日(木)
修了式	3月24日(水)	3月24日(水)	3月19日(金)

後期高齢者医療保険(長寿医療保険) 平成21年度の保険料軽減措置

後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の円滑な運営を図ることを目的とした平成21年度の保険料軽減措置が決まりましたので、お知らせします。

▼問い合わせ 保険年金グループ
☎079(435)2581

後期高齢者医療保険の保険料の計算方法は、一人ひとりにかかる「均等割額(4万3千924円)」と、前年の所得に占めた「所得割額(所得割率8.07%)」の合計額となります。均等割額と所得割率は2年ごとに改定されますので、平成21年度は平成20年度と変わりません。

次の軽減措置も踏まえた上で、平成20年中の所得により計算した平成21年度保険料額は、7月中旬頃にお知らせする予定です。

所得の低い人の軽減

●均等割

同一世帯内の後期高齢者医療保険の被保険者及び世帯主の総所得金額などの合計額が、「表1」の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

このうち、均等割額が7割軽減される世帯(基準額が33万円以下)の人は、平成20年度は経過措置として一律8.5割軽減されていますが、平成21年度以降は、後期高齢者医療保険の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の場合、9割軽減されます。

●所得割

所得割を負担する人のうち、所得割額の算定対象所得(総所得金額等から33万円を差し引いた差)が58万円(年金収入のみの場合、21万円)以下の人は、平成20年度と同様に、平成21年度以降も9割軽減されます。

被扶養者だった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険(国民健康保険や国民健康保険組合は対象となりません)の被扶養者だった人は、制度加入時から2年間に限り、所得割はかからず、均等割額が9割軽減されます。

平成20年度は特例として、9月までは保険料の負担がなく、10月から21年3月までは均等割額が9割軽減されていますが、平成21年度も1年間、均等割額の9割軽減が継続されます。

《表1》

基準額	軽減割合	
	平成20年度	平成21年度
33万円	7割 ↓ 8.5割	7割 ※被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の場合…9割
33万円+24.5万円 ×被保険者の数 (被保険者である世帯主を除く)		5割
33万円+35万円 ×被保険者の数		2割

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減を判定します。

